

意見募集に寄せられたご意見及び検討主体の考え方

意見募集及び意見募集結果の概要について

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

1) 治水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について

立案した複数の対策案の実現性や具体性・地域社会や環境への影響等など様々な観点から想定される問題点や考慮する点、また木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などについて、意見を募集。

2) 治水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について

ダム検証に係る検討では幅広い方策を検討することが求められており、立案した対策案以外に、木曾川における具体的対策案の提案を募集。

(2) 募集期間

平成23年8月6日(土)～平成23年9月4日(日)(必着)

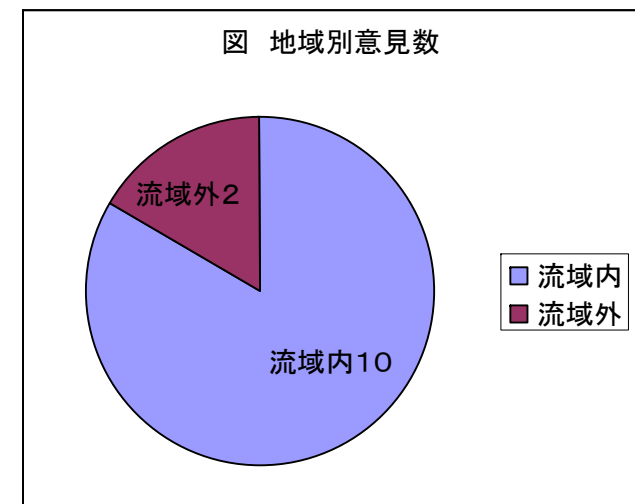
(3) 提出方法

郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法

2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者: 12(個人11、団体1)

(2) 寄せられたご意見及び検討主体の考え方: 別添資料



意見募集及び意見募集結果の概要について

第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場でお示した、「複数の治水及び流水の正常な機能の維持対策案」に対して頂いた下記のご意見を参考に対策案の追加・変更等を検討した。

○治水対策案の対策案に関する意見及び具体的な提案

【寄せられたご意見】

- 木曽川と飛騨川の合流する今渡ダムの山の下に巨大貯水池1km四方の穴で深さ20メートルならば2000万トンの容量が出来ます。
- 木曽川流域の人工林の自然林化への移行。
- 休耕田を調整池として有効活用。
- (河道の掘削に関して) 貴重な観光、景観資源を消滅させる。また、地域、関係省庁の許可が出るとは考えられない。
- (河道の掘削に関して) 名勝地の保全の観点等から不適當。

○流水の正常な機能の維持対策案の具体的な提案

【寄せられたご意見】

- 木曽川と飛騨川の合流する今渡ダムの山の下に巨大貯水池1km四方の穴で深さ20メートルならば2000万トンの容量が出来ます。
- 水問題の歴史的経緯、利害関係の難しさから実現性は困難と考えますが、現在の阿木・味噌・岩屋・(牧尾)ダムのプール運用、木曽川導水路や発電ダムなど上水、工水、発電、不特定など多目的な水利用を、水系全体で完全プール化(バックアロケーションで既存分を清算)するなど、大胆な方策での抜本的な再構築が考えられます。
- 木曽川流域の人工林の自然林化への移行。

■意見募集の概要及び結果

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【治水及び流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について】		
治水01	<p>【水田等の保全について】</p> <p>・休耕田を調整池として有効活用、雨の時だけ、貯まるよう工夫。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「水田等の保全は、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全することである。治水計画は、一般的に水田を含む現況の土地利用のもとで降雨が河川に流出することを前提として策定されており、現況の水田の保全そのもの以下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない。なお、治水上の機能を現状より向上させるためには、畦畔のかさ上げ、落水口の改造工事等やそれを継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要となると考えられる。効果が発現する場所は水田等の下流であるが、内水対策として対策実施箇所付近に効果がある場合もある。」と記載されております。</p> <p>・ご意見にある、「休耕田を調整池として有効活用」について、第1回検討の場等でお示した複数の治水対策案の立案に当たって、木曾川流域への適用性等を検討しています。現在の水田機能を保全する「水田等の保全」については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続する方策として全ての治水対策案に組合せることとしています。また、畦畔のかさ上げ等により水田の治水機能を向上させる「水田等の保全(機能向上)」については、流域内の水田を対象に機能の向上を検討し、「雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全(機能向上)＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採」を含む治水対策案を立案しております。</p> <p>・このたび、第1回検討の場等でお示した18案の治水対策案に、意見募集及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加し、21案の治水対策案について概略評価を行っており、「水田等の保全」はこれら全てに含まれております。なお、「水田等の保全(機能向上)」を含む治水対策案については、コスト及び実現性の観点から棄却しております。</p>
流水01	<p>【大胆な方策での抜本的な再構築について】</p> <p>・水問題の歴史的経緯、利害関係の難しさから実現性は困難と考えますが、現在の阿木・味噌・岩屋・(牧尾)ダムのプール運用、木曾川導水路や発電ダムなど上水、工水、発電、不特定など多目的な水利用を、水系全体で完全プール化(バックアロケーションで既存分を清算)するなど、大胆な方策での抜本的な再構築が考えられます。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じてi)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・ご意見の趣旨については、第1回検討の場等でお示した複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案に当たって、木曾川流域への適用性等を検討し、「ダム使用権等の振替＋ダム再開(かさ上げ・掘削)」を含む対策案を立案するとともに、「渇水調整の強化」については全ての対策案に含めることとしております。</p> <p>・このたび、「ダム使用権等の振替＋ダム再開」により必要な容量を確保する対策として、木曾川水系における既存の水資源開発施設(牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、徳山ダム、長良川河口堰)において水利権が付与されていないダム使用権等の振替えを検討しております。</p> <p>・なお、木曾川水系では、厳しい渇水時になれば、関係者により渇水調整が行われ、取水制限の強化、ダム群のプール運用を行う総合運用、流水の正常な機能の維持の容量の利用、発電への協力要請による緊急放流等が現在も取り組まれています。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
共通01	<p>【人工林の自然林への移行について】</p> <p>○木曾川流域の人工林の自然林化への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見にある「人工林の自然林化」について、治水対策案においては、人工林の自然林化により森林の持つ機能を増加させる対策案を追加し、最も安い対策案である河道の掘削、河道内の樹木の伐採と組み合わせて検討を行っております。 ・また、流水の正常な機能の維持対策案については、人工林の自然林化により水源林の持つ機能を増加させる対策案を追加しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「森林の保全是、主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林の機能を保全することである。良好な森林からの土砂流出は少なく、また風倒木等が河川に流出して災害を助長すること等がある。そして森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生がみられるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性がある。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難であるという課題がある。」と記載されております。 ・「人工林の自然林化」を加えた治水、流水の正常な機能の維持対策案については、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難であるという課題があることを踏まえ、実現性の面から棄却しています。
共通02	<p>【山の下に巨大貯水池の整備について】</p> <p>・木曾川と飛驒川の合流する今渡ダムの山の下に巨大貯水池1km四方の穴で深さ20メートルならば2000万トンの容量が出来ます掘削土は低い土地の埋め立て長島輪中を全部埋める、土砂運搬は河川舟運利用として発想すれば多目的地域開発が出来きるかも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・治水対策案については、ご意見を踏まえ、「山の下に巨大調整池」について洪水の一部を貯留し、ピーク流量を低減する「調節池(中流部)」を治水対策案として追加し、木曾川流域への適用性として木曾川沿川で設置可能な候補地を選定し、丸山ダムから今渡ダムの区間で追加して検討しております。 ・複数の治水対策案として立案した18案の治水対策案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価による抽出を行い、「調節池(中流部)」についてはコストの観点から棄却しております。 ・流水の正常な機能の維持対策案については、「河道外貯留施設(貯水池)」により必要量を確保する方策として、複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案している木曾川沿川で地上から掘削を行い貯水池を新設する案やご意見にある「山の下に巨大貯水池」のように、地下の掘削を行うことにより貯水池を新設する案が考えられます。 ・地上から掘削を行う案に対して地下の掘削を行う案は、地中での掘削作業に加え地下空間を維持するための構造物が必要となるなど、費用が高くなると想定されることから、複数の対策案において立案した、地上から掘削を行い貯水池の新設により必要量を確保する「河道外貯留施設(貯水池)」を検討の対象としております。なお、この案は、コストの観点から棄却しております。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【治水の複数の対策案に関する意見について】		
治水01	<p>【治水対策案全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示されている治水対策メニュー(26方策の木曾川流域への適用性、治水対策案の一覧表)は、現計画と比較しいずれもコストの面、地域や生産活動などの点で影響が広範で多大であり、いずれの案も抜本的な解決策ではない。 ・対策案1から対策案18まで、すべて実現不可能もしくは、現実的な対策であるとは思えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる。」「立案した複数の治水対策案について、治水対策案が多い場合には、(略)2～5案程度の治水対策案を抽出する。(略)」、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の治水対策案の立案では、これに基づき幅広い方策を単独又は組み合わせる「新丸山ダム(変更計画(案))」以外の18案の治水対策案を立案した他、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえた追加も行ってまいります。
治水02	<p>【流域で貯める対策案(調節池、ダムの有効活用)について】</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水を上流のダムでコントロールするより出来るだけ平野に近いところで調節することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「ダムは、(略)一般的に、ダム地点からの距離が長くなるにしたがって、洪水時のピーク流量の低減効果が徐々に小さくなる。」、また、「遊水地(調節池)等は、(略)防御の対象とする場所から距離が短い場所に適地があれば、防御の対象とする場所において一般的にピーク流量の低減効果は大きい。治水上の効果として、河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は遊水地等の下流である。」と規定されております。 ・ご意見にある、「出来るだけ平野に近いところで調節することが必要。」については、検証対象である「新丸山ダム(変更計画(案))」も該当すると考えられますが、複数の治水対策案の立案において「ダムの有効活用(丸山ダム:発電容量の買い上げ)」、「調節池(三派川)」、「調節池(中流部)」等を含む対策案を立案しております。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム以外の案は、効果的な洪水調整が不可能。(調整池等は、洪水のピーク時に機能しない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見にある「ダム以外の案は、効果的な洪水調整が不可能。(略)」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組合せ案を検討することを基本とする。(略)治水対策案は、(略)幅広い方策を組合せて検討する。」「遊水地(調節池)等は、(略)防御の対象とする場所から距離が短い場所に適地があれば、防御の対象とする場所において一般的にピーク流量の低減効果は大きい。治水上の効果として、河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は遊水地等の下流である。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水03	<p>【ダムの有効活用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電所は、純国産のCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、安易な発電容量の治水他への買い上げは、既設発電所の運用に多大な影響を及ぼす。 ・多くのダムで対処することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案として立案した18案の治水対策案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「ダムの有効活用(丸山ダム:発電容量買い上げ+利水ダム:かさ上げ及び発電容量の買い上げ)」、「ダムの有効活用(丸山ダム:買い上げ)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」など6案を抽出しております。 ・「ダムの有効活用」として、発電容量の買い上げを行う対策案は、関係河川使用者等との調整が必要となるため、関係河川使用者等に提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価を行いますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
治水04	<p>【遊水地(調節池)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も治水対策を必要とする美濃加茂、坂祝地域には効果はありませんし、三派川より下流部は流下能力的に必要なのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組合せ案を検討することを基本とする。(略)治水対策案は、(略)幅広い方策を組合せて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の治水対策案の立案において、「調節池(三派川)+河道の掘削」、「調節池(三派川)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この2案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「調節池(三派川)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」など7案を抽出しております。 ・美濃加茂、坂祝地区を含む上流部においては、これまでに頂いている構成員からの意見も踏まえ、景観に影響を与えない範囲で最大限河道掘削を行い、残る区間は日本ラインの景観に影響が小さいと考えられる方策の中で最も安価な「堤防のかさ上げ」を組み合わせて、河道内の水が流れる断面積を増大させて所要の水位低下を図り、さらに流下能力が不足する分について、下流部において、「調節池」の整備及び、「河道の掘削」又は「河道内の樹木の伐採」により、河道内の水が流れる断面積を増大させて所要の水位低下を図ることにより、美濃加茂、坂祝地区等においても水位低下を図ることが可能になります。また、三派川下流部においても流下能力が不足箇所についても、調整池により河道のピーク流量を低減することが可能となります。
治水05	<p>【放水路(捷水路)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流では約10km、内径約10m、20条のトンネル掘削、このような案は方策として、配置、施工、維持管理などの点においても非現実的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案において、上流部、中流部に放水路を整備する「放水路(上流区間、下流区間)」、上流部に放水路を整備する「放水路(上流区間)+河道内の樹木の伐採」、狭窄部となっている区間に放水路を整備する「放水路(狭窄部)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この3案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「放水路(上流区間)+河道内の樹木の伐採」など7案を抽出しております。 ・今後、抽出した治水対策案については、評価軸ごとの評価を行いますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「技術上の観点からの実現性の見通しはどうか」について、「各治水対策案について、目的を達成するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水06	<p>【河道の掘削について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な観光、景観資源を消滅させる。また、地域、関係省庁の許可が出るとは考えられない。 ・名勝地の保全の観点等から不相当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案において、「河道の掘削」の方策を含む治水対策案として、「河道の掘削」、「河道の掘削+河道内の樹木の伐採」、「引堤+河道の掘削」等の12案の治水対策案を立案しております。 ・これまでに頂いている構成員からの意見も踏まえ、景観に影響を与えない範囲で最大限河道掘削を行い、残る区間は日本ラインの景観に影響が小さいと考えられる方策の中で最も安価な「堤防のかさ上げ」案を組み合わせた案を追加立案しました。また、パブリックコメントにより提案された2案を含めた21案の治水対策案について概略評価を行い、「河道の掘削+堤防のかさ上げ+河道内の樹木の伐採」など7案を抽出しております。 ・今後、評価軸ごとの評価を行いますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる。」、評価軸「環境への影響」の「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」について、「各治水対策案について、景観がどう変化するか、河川や湖沼での野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかできる限り明らかにする。また必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
治水07	<p>【引堤について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引堤等は堤防区間の長い延長を実施するには超年月とお金がかかり治水効果を上げることとならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案において、「引堤+河道の掘削」、「引堤+河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この2案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「引堤」を含む治水対策案については、コストの観点から全て棄却しております。
治水08	<p>【堤防のかさ上げについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不相当とまでは言わないが、安全のために万一の場合の危険性を高めてもやむを得ないとする地域全体の合意形成をどのように達成するかが大きな問題。 ・多数の橋梁の架け替えや家屋の移転費用などが多額。 <p>【堤防のかさ上げ+河道内の樹木伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規のダム建設であればこの案が適切と考えるが、今回は嵩上げである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案において、「堤防のかさ上げ」、「堤防のかさ上げ+河道の掘削」、「堤防のかさ上げ+河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この3案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「堤防のかさ上げ」を含む治水対策案については、「河道の掘削+堤防のかさ上げ+河道内の樹木の伐採」を抽出しております。 ・今後、評価軸ごとの評価を行いますが、地域全体の合意形成については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水09	<p>【河道内の樹木の伐採について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道内の樹木伐採は、伐採では効果は一時的で十数年で再樹林化し、完全抜根の永久的な継続が必要。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河道内の樹木の伐採は、河道内の樹木群が繁茂している場合に、それらを伐採することにより、河道の流下能力を向上させる方策である。また、樹木群による土砂の捕捉・堆積についても、伐採により防ぐことができる場合がある。なお、樹木が再び繁茂すると効果が低下する。治水上の効果として、河道の流下能力を向上させる効果があり、効果が発現する場所は対策実施箇所付近であり、水位を低下させる効果はその上流に及ぶ場合がある。」と記載されております。</p>
治水10	<p>【雨水貯留施設、雨水浸透施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留等の施設設置がよく理解できない。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「雨水貯留施設は、都市部における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられる施設である。各戸貯留、団地の棟間貯留、運動場、広場等の貯留施設がある。なお、現状では、市街化が進んだ中小河川流域で実施している。治水上の効果として、地形や土地利用の状況等によって、河道のピーク流量を低減させる場合があり、効果が発現する場所は、対策実施箇所の下流である。また、低平地に設置する場合には、内水を貯留することにより対策実施箇所付近に効果がある。」、「雨水浸透施設は、都市部における保水機能の維持のために、雨水を浸透させるために設けられる施設である。浸透ます、浸透井、透水性舗装等の浸透施設がある。なお、現状では、市街化が進んだ中小河川流域で実施している。治水上の効果として、地形や土地利用の状況等によって、河道のピーク流量を低減させる場合があり、効果が発現する場所は、対策実施箇所の下流である。」と規定されております。</p> <p>・ご意見を踏まえ、わかりやすく記述するように努めて参ります。</p>
治水11	<p>【新丸山ダム(変更計画(案))について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新丸山ダムは木曾川本川にあり流域面積が大きく、S58年洪水では8200m³/sもの流入量があり、新丸山ダムの予備放流操作、洪水調節操作を確実にを行うためのソフト・ハードの整備を万全に行って頂きたい。 ・予備放流方式の実施に必要な十数時間先までの精度の高い流出予測手法や予備放流実施上の課題も多いと考えられ、現時点では困難 ・無降雨(好天時)での急激な増水への河川利用者に対する安全確保や流出量の予測、予備放流所要時間、降雨の空振りによる損失補てん(減電、代替水源)の課題などもあり、実施例は皆無に近いのが現状と思われる 	<p>・予備放流方式については、新丸山ダムの特徴を踏まえつつ、安全な洪水調節、確実な洪水警戒態勢の確立、河川利用者の安全確保に努めてまいります。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水12	<p>【新丸山ダムの賛否に関する意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な木曾川の治水対策を、このような検討で徒に時間を空費することは許されないことであり、現計画で早期に事業を再開することを望む。 ・私は、昭和58年の洪水の被害者です。河川激甚災害対策事業の築堤にあたり用地も提供した。当時、築堤と新丸山ダムがセットで今後二度と災害が起きないようにとのことで進められていると聞いている。今になって、名勝木曾川を掘削する対策案や堤防かさ上げ対策案が案として計画されることに国の姿勢が疑われる。他の対策案も費用が莫大であり、工期も長い。一番効果的な新丸山ダムの完成を望む。 ・新丸山ダムは、木曾川本川にあり流域面積が大きく、既設ダムに対して治水効果がきわめて大きい。他の代替案は、コスト・工期とも大きいか不確定であり、新丸山ダムの変更計画案を早急に決定し、木曾川流域の治水安全度の向上を図って頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の新丸山ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
治水13	<p>【検証の進め方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証の前提として、地域(想定氾濫域)の方々が安全と安心をどう考え、どの程度の治水安全度を望み、費用負担(地域で、誰が、いくら)をどうするのかの議論、合意形成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。 ・木曾川水系河川整備計画は平成20年3月28日に策定されており、策定に当たっては、学識経験を有する者の意見聴くことを目的とした「木曾川水系流域委員会」を12回開催し、関係住民の意見を聞くことを目的とした「ふれあい懇談会」を4回開催するとともに、「木曾川水系河川整備計画(原案)」を縦覧し、広く地域住民の皆様からご意見を頂いております。また、木曾三川に関わる関係自治体(4県61市町村)より意見を頂くことを目的として「木曾三川整備計画策定説明会」を開催し、行政的な見地からご意見を頂いております。 ・木曾川水系河川整備計画において、木曾川水系河川整備計画の洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「木曾川においては、戦後最大となる昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標とする」としており、複数の対策案は、この目標と同程度の目標を達成することを基本として立案しております。 「木曾川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/) ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し(略)、②検討の過程においては、(略)、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。(略)」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について】		
流水01	<p>【流水の正常な機能の維持対策案全般について】</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水池などの水源施設を別途新たにつくる対策案は何れもこの地域においては非現実的で検討対象として不適當。既設ダムの容量買い上げ、水系間導水も結局はダムに頼ることに変わりはなく不適當。他の案についても実現可能性の問題等より不適當。 ・不特定容量の確保は河川管理者がその河川内で確保すべきものであり、河道外施設を使ったり、地下水や海水でまかなうべきものではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5)～17) で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案では、これに基づき、新丸山ダム(変更計画(案))以外の9案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した他、パブリックコメントを踏まえた対策案の変更・追加を行っております。
②	<p>・「関係者調整」が書かれていますが、水問題の歴史的経緯、利害関係の複雑さなどから、「調整」一言で表すほど、各課題、問題の解決は容易でない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「ダム再開発(笠置ダム、大井ダム、秋神ダム:かさ上げ)」、「他用途ダム容量の買い上げ」、「既得推理の合理化・転用」、「ダム使用権等の振替+ダム再開発」、及び「既設丸山ダムに予備放流方式を採用」の5案を抽出しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「概略検討により、利水対策案(略)を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。」と規定されております。 ・これに基づき、抽出した流水の正常な機能の維持対策案の関係河川使用者等への提示、意見聴取を実施した後、評価軸ごとの評価を行いますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しどうか」について、「各利水対策案の実施に当たって調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば既存ダムの活用(容量の買い上げ・かさ上げ)の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
③	<p>・正常流量の補給は、低コストで瞬時に行なわれなければ、本来の機能が全うできない。</p> <p>・対応策は、純粋な技術面においても、検討が十分でない事項が多く、概算コストに含まれる以外の未計上コストについて注釈があるが、誤解を与えないよう、それらを含めた比較も必要</p>	<p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、5案を抽出しております。</p> <p>・概略評価によって抽出した流水の正常な機能の維持対策案については、できる限り最新のデータや技術的知見を用いて詳細に検討を行い、評価軸ごとに評価し、更に目的別の評価を行って参ります。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「コスト」の完成までに要する費用はどのくらいかについて、「各利水対策案について現時点から完成までの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。」及び「なお、コストに関しては、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する。(略)」とし、評価軸「目標」の段階的にどのように効果が確保されていくかについて「(略) 各方策の段階的な効果の発現の特性を考慮して、各利水対策案について、対策実施手順を想定し、一定の期間後にどのような効果を発現しているかについて明らかにする。」と規定されており、これに基づき評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。</p>
④	<p>・必要容量1,500万m^3としていますが、開発地点(取水地点)により開発可能水量は変化すると思う。どの地点での水開発を想定されているのか</p>	<p>・ご意見にある「必要容量1,500万m^3」については、流水の正常な機能の維持対策案において、新丸山ダムに確保する不特定容量約1,500万m^3と同容量を確保するもので、「河道外貯留施設(貯水池)」は木曾川中流部沿川への貯水池の設置、「ダム再開発(かさ上げ)」は、大井ダム、笠置ダム、秋神ダムの3ダムのかさ上げ、「他用途ダム容量の買い上げ」は、木曾川に設置されている発電を目的に持つ27ダムにおける計画上の発電容量の一部の買い上げにより確保することを想定しています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。」と規定されており、各流水の正常な機能の維持対策案において、約1,500万m^3を確保することにより、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成できることを、立案の段階で確認しております。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑤	<p>・定量化困難な方策は、代替案として考えるべきではなく、一定の効果があるとすれば、渇水リスク低減の為の余裕として考えるべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、5案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出しております。</p> <p>・水源林の保全及び、渇水調整の強化、渇水対策、雨水・中水利用については、効果をあらかじめ定量的に見込むことができないが、流域管理の観点や渇水時の被害軽減の観点から推進を図る努力を継続する方策として、全ての対策案に組み合わせております。</p> <p>・抽出した流水の正常な機能の維持対策案において、関係河川使用者等との調整を伴うため不確定となっている施設の諸元等については、関係河川使用者等への提示、意見聴取の結果を踏まえできる限り明らかにして、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。</p>
⑥	<p>・木曾三川の水が少なくなり水道や工業用水そして農水が節水し給水車に群がる住民が全国各地に広がった状況をたびたび見かけました。木曾川を歩いて渡れる渇水がありました、その時木曾川では節水が行われ水不足が発生していました、人も生物も水不足に悩まされています。この解消に最大限の努力をして頂きたいと思います。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。」と規定されており、これに基づきできるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。</p> <p>・木曾川水系河川整備計画では、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標としては、「流水の正常な機能の維持については、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曾成戸地点において1/10規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、新丸山ダムにより40m³/sec、異常渇水時[平成6年渇水相当]には、さらに徳山ダムの渇水対策容量の利用により40m³/secの流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復する」ことが記載されております。「木曾川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページをご覧くださいませ。</p> <p>(http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/)</p>
流水02	<p>【河道外貯留施設(貯水池)、ため池について】</p> <p>・設置先での影響が心配され、又費用が多額。</p>	<p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行っております。</p> <p>・「河道外貯留施設(貯水池)」、「ため池」については、同類の「施設により水源を確保する対策案」である「ダム再開発(かさ上げ)」よりもコストが大きいため棄却しております。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流水03	<p>【ダム再開発(かさ上げ)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの箇所です工事等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「ダム再開発(かさ上げ)」を含む5案を抽出しております。 ・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。
流水04 ①	<p>【他用途ダム容量の買い上げについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電所は、純国産のCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、安易な発電容量の治水他への買い上げは、既設発電所の運用に多大な影響を及ぼす。 ・大震災後、水力発電は見直されると思いますので、そちらの検証を進めることが肝心 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「他用途ダム容量の買い上げ」を含む5案を抽出しております。 ・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において、「各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。(略)」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・結局はダムに頼ることに変わりはなく不适当 <p>※【水系間導水(矢作川)について】に対しても同じ意見を頂いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
流水05 ①	<p>【水系間導水(矢作川)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢作川水系自体が渇水頻発河川ですが、水計算で導水が可能との結果が出ているのか。現時的には困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行って参ります。 ・「水系間導水(矢作川)」については、矢作川では近年20年間で11回の取水制限が実施されており、渇水が頻発し、また、隣り合う水系であるため同じような時期に取水制限となることがあるため、渇水時に新たに導水することは困難であることから、実現性の観点から棄却しております。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
②	<p>・必要な水を確保するためには(他水系を当てに)人の財産を当てに利用するものでなく、自分自身(木曾川水系)で行うことが最善であり、まずは実施できる効率の良い水源対策で実施頂きたい。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p>
流水06	<p>【地下水取水について】</p> <p>・伏流水は、供給源は木曾川水系ですが、深層からの大量の取水は地盤沈下や長期的には枯渇、浅層からの主取水では、地盤沈下や河川表流水の減少を招く恐れがある。実管理として、「影響を与えないように配慮しつつ」本当にできるのか</p>	<p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行っております。</p> <p>・「地下水取水」については、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の規制地域では、地下水の揚水規制として、条例により一定規模以上の井戸の新設の禁止や揚水量の抑制等に取り組んでおり、観測地域では地下水保全指針により、自主規制の実施や揚水量の削減等に努めることとしていること。また、木曾川の中上流域においては、地下水に恵まれておらず、ほとんどが表流水と伏流水に水源を求めていることから、木曾川沿川において、渇水時に新たに地下水を取水することは困難と考えられることから、実現性の観点から棄却しております。</p>
流水07	<p>【海水淡水化について】</p> <p>・高濃度の塩水の環境への影響は、どの程度かの事例がないと判断できない。大量の淡水化は高濃度塩水の処理、設備費用等が、現実的か疑問。</p>	<p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行っております。</p> <p>・「海水淡水化」については、完成までに要する必要が、約9,200億円(補給地点までの導水施設及びポンプ施設等の費用は含む)であり、検証対象である「新丸山ダム(変更計画(案))」の完成までに要する費用約600億円(中間的な整理)の約15倍でありコストが極めて高いため、コストの観点から棄却しております。</p>
流水08	<p>【既得水利の合理化・転用について】</p> <p>・関係者との調整が心配される</p>	<p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「既得水利の合理化・転用」を含む5案を抽出しております。</p> <p>・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において、「各利水対策案の実施に当たって、調整すべき河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば既存ダムの活用(容量の買い上げ・かさ上げ)の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流水09	<p>【水源林の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な土壌の保水機能は期待できるとしても、渇水時には森林は地下水を吸い上げ流況の安定とならず、河川流量をむしろ減少させる研究成果もあり、「緑のダム」の過度の期待、誤解を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「水源林の保全は、主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策である。取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、水源林の下流である。」と規定されております。 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案では、「水源林の保全」の方策については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続する方策として全ての対策案に組み合わせております。
流水10	<p>【新丸山ダムの賛否に関する意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策案は、コストや工期面で現実的な対策ではない。また、定量化困難な方策は、代替案として考えるべきではなく、一定の効果があるとすれば、渇水リスク低減の為に余裕として考えるべきと思われる。従って、このような検討は早期に切り上げ、提案された変更計画(案)で、早期に事業を再開、推進することを望む。 ・木曽川流域は、近年の少雨化傾向等により、たびたび渇水に見舞われ、平成6年には約300億円の渇水被害が発生している。新丸山ダム不特定容量1500万m³により、成戸40m³/sを確保し、利水安全度の向上を図ることが急務 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の新丸山ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
【治水対策案、流水の正常な機能の維持の複数の対策案共通の意見について】		
共通01	<p>【新丸山ダムの賛否に関する意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸山ダム建設時に水没し、移転した方々が、新丸山ダム建設にあたって、再度水没を余儀なくされ、再移転されたと聞いている。これらの方々のご労苦に思いをいたし、木曽川流域住民の生命と財産を守る新丸山ダムの変更計画案を早急に決定し、進めて頂きたい ・木曽川本川に残された数少ない洪水対策のための施設であり、また木曽川では、これまで水開発が優先された結果維持流量の確保が遅れており、そのためにも丸山ダム再開発に期待したい。 ・木曽川は山間部から扇状地を経て濃尾平野へ流れる川であるが、人口集中地区と山間部は近接しており、治水的にも正常流量の補給からしても、丸山ダム地点はベストな位置である。ここで再開発することは、経済的・効果的に最良の案である。 ・既設の丸山ダムを活用して木曽川の治水機能の強化、貴重な水力エネルギーの増強にも資する新丸山ダムの建設は早期に着実に進展させるべき事業。安全の確保は国に課せられた最低限の責務であり、現下の財政事情に鑑みコストの削減に努め、より安全な木曽川の早期実現を期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の新丸山ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点について】		
評価軸01	<p>【実現性について】</p> <p>【関係する河川使用者の同意の見通しはどうか】</p> <p>・水利権量のみをみれば潤沢にあると考えるが、常時全量取水が保障されているわけではなく、現実の実質利水安全度は相当低いと思われるので、この点の評価や周知も水利用を考える上で重要。</p>	<p>・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「既得水利の合理化・転用」、「ダム使用権等の振替+ダム再開発」を含む5案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出しております。</p> <p>・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価を行って参ります。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において、「各利水対策案の実施に当たって、調整すべき河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば既存ダムの活用(容量の買い上げ・かさ上げ)の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。</p>
評価軸02	<p>【地域社会への影響について】</p> <p>【地域間の利害の衡平への配慮がなされているか】</p> <p>・木曽川流域の特性としては木曽三川の全体としてとらえるべきもので一つの河川のみで評価するものではないと思います、濃尾平野は三川によって作られ、洪水災害も水利用もされてきました、水源が木曽川であれ揖斐川であれ運命共同体の三県一市で受ける評価をすべき</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川や流域の特性に応じ、(略)評価軸で評価する」と規定されており、治水(利水)対策案に関する評価軸「地域社会への影響」の「地域間への利害の衡平への配慮がなされているか」について、「(略)各治水(利水)対策案について、地域間でどのように利害が異なり、利害の衡平にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。</p>
評価軸03	<p>【景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか】</p> <p>・木曽川は、昭和6年に河川の部で日本一の美しさとして日本八景に選ばれている。その自然は絶対に守らなければいけない。</p> <p>・コスト(完成するまでの費用)を優先した方策(組み合わせ)が提示されていますが、例えば、河道掘削は名勝木曽川の貴重な景観や観光資源としての価値、歴史的文化的資産を失わせるもの。</p>	<p>・木曽川水系河川整備計画では、河川環境の整備と保全に関する目標として「木曽川については、雄大な木曽川らしい多様で変化に富む自然環境及び木曽川を特徴づける動植物が今後も生息・生育できる自然環境を保全・再生にできる限り努めてまいります。することを目標とする。」としております。</p> <p>「木曽川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/)</p> <p>・今後、評価軸ごとの評価を行いますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、治水(利水)対策案に関する評価軸「環境への影響」、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」について、「各治水(利水)対策案について、景観がどう変化するのか(略)できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
評価軸04	<p>【目的別の総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年出水は流量確率1/50とのことであり、同規模あるいはそれを上回る洪水発生の恐れは常に存在する。実現可能性、時間軸の評価をより重視して検討してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に関する再評価実施要領細目」において、「目標を上回る洪水が発生した場合についても、例えば、ダムは河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、(略)洪水の予測、情報の提供等は、目標を上回る洪水時においても的確な避難を行うために有効である。(略)各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
【その他】		
治水01	<p>【加茂川排水機場について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加茂川排水は丸山ダム工事の後で有ると聞く。支流に対する配慮もお願い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のある排水機場については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては「本川河道のピーク流量を低減させたり、流下能力を向上させたりすることには寄与しない。」と記載されており、治水対策案として立案しておりませんが、内水被害軽減の観点から推進を図る努力を継続することとしています。なお、木曾川水系河川整備計画には内水対策として加茂川排水機場の排水量の増強について位置付けられております。
治水02	<p>【調節池の適切な管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整池として整備した池が、常に満タンの水であることが多いので、晴れ間に必ず池の水を空にするよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・調節池は、雨水の流域抑制を目的とした施設であり、河川管理者が設置する調節池と土地の開発者が設置する調整池がありますが、河川管理者が設置している調節池については適切な管理を行うことが求められております。 ・調節池の適切な管理は、流域の管理、災害時の被害軽減の観点から推進を図る努力を継続する必要があると考えております。 ・なお、都市部の河川流域において浸水被害の頻発を受けて、平成16年に施行された特定都市河川浸水被害対策法では、雨水の流出の抑制のための規制等として「地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等との間において、管理協定を締結して保全調整池の管理を行うことができる」と記載されております。
治水03	<p>【河道の掘削の賛否について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂祝町一色の掘削は住民も希望が(要望)が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見にある「坂祝町一色の掘削は住民も希望が(要望)が多い」ですが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」において、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる」、評価軸「環境への影響」の「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」について、「景観がどう変化するか、河川や湖沼での野外リクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかできる限り明らかにする。また必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、今後評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水04	<p>【その他】</p> <p>・ダムが多いため、以前のように玉石が中流に来なくなり、川原が砂丘化し、土壌は富栄養価して柳、アカシヤなどの高木や外来の草花、竹が繁茂して、川岸に近寄り難くなってきている。</p>	<p>・河川管理施設に影響を与えるもしくは、河川巡視等に支障となるような著しく繁茂した樹木の伐開及び、洪水の安全な流下等に支障となるような河道内への堆積土砂の除去を行い、砂礫河原の保全・再生にできるかぎり努めて参ります。</p> <p>・また、引き続き河床変動や各種水理データの収集等のモニタリングに努め、適切な河道管理を実施して参ります。</p>
共通01 ①	<p>【検証の進め方について】</p> <p>① 法的な手続きや、市民や関係者との議論の結果、認められてきた計画を、根拠もなく見直していることは、予算の無駄使いあり、工期が遅れたことにより、洪水被害が生じた時は、誰が責任をとるのか！結局市民が泣き寝入りすることになる。</p>	<p>・今回の新丸山ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・今後、評価軸ごとの評価を行いますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、治水対策案に関する評価軸「安全度(被害軽減効果)」の「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」において、「各方策の特性を考慮して、各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。また、近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間で発生する降雨であるため、一般的に流域面積の大きな大河川においては影響が少ないが、流域面積が小さく河川延長が短い中小河川では、短時間で水位が上昇し氾濫に至る場合がある。必要に応じ、各治水対策案について、局地的な大雨が発生する場合の状況を明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
②	<p>・新丸山ダム建設とは別に動いている徳山ダム水源の運搬水路として木曾川水系連絡導水路事業と合わせた建設評価を行うことも必要。</p>	<p>・木曾川水系連絡導水路事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示があり、これに基づき、新丸山ダム建設事業とは別に検討を行っております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・木曾川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持に関する目標として、「木曾川では、木曾成戸地点において1/10規模の濁水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給に合わせて、新丸山ダムにより40m³/s、異常濁水時にはさらに徳山ダム濁水対策容量の利用により40m³/sを確保する(略)。」と記載されております。</p> <p>「木曾川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/)</p> <p>・このように、新丸山ダム建設事業と木曾川水系連絡導水路事業の、流水の正常な機能の維持に関する目標は異なりますが、両事業の検証における、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案は、木曾川流域に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせて検討しており、また、新丸山ダム建設事業における検証においては、ご意見を頂いた「(略)木曾川水系連絡導水路事業と合わせた建設評価を行うことも必要。」等を踏まえて、「ダム使用権等の振替+ダム再開発」により必要な容量を確保する対策として、木曾川水系における既存の水資源開発施設(牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、徳山ダム、長良川河口堰)において水利権が付与されていないダム使用権等の振替えを検討しております。</p>
共通02 ①	<p>【その他】</p> <p>・一般市民に広く周知し理解(少しでも)してもらい、意見を集めたい思いはわかりませんが、添付されている資料などは河川工学(特に治水計画、ダム計画)に相当熟知した者でなければ理解できない内容</p>	<p>・ご意見を踏まえ、わかりやすく記述するように努めて参ります。</p>
②	<p>【その他】</p> <p>・東日本の大震災の例が、日本中どこで起きてもおかしくない状況。58年の大洪水は未曾有の雨の一言で終わってはいけない。ゲリラ豪雨が日本中で起きている。想定外という言葉は、今は死語です。想定外を想定して災害を今後起きないようにして下さい</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めています。また、検証にあたり過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等についても詳細に点検を行うこととなっております。</p> <p>・この点検により目標の妥当性を確認した後、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を評価等の検討を行っております。</p>